

申請・届出事項一覧

区分	事項	説明	申請・届出の種類	申請・届出時期	参照頁	
共通	新規	新たに収集・運搬又は処分の業を行おうとする区の許可の取得	新規許可申請	許可を受けようとする日の前日の1月前まで	P.30	
	更新	現在収集・運搬又は処分の業を行っている区の許可の更新	更新許可申請	許可の期間が満了する日の1月前まで	P.32	
	欠格	欠格要件に該当した場合	欠格要件に係る届出	欠格要件に該当後2週間以内	P.49	
	廃止	業を廃止した場合	業の廃止届	廃止後10日以内	P.49	
	再交付	許可証の再交付を受けようとする場合	再交付申請	随時	P.50	
	廃棄物の種類	取り扱う一般廃棄物の種類の増加	変更許可申請	変更届	変更後10日以内	P.38-39
		取り扱う一般廃棄物の種類の減少				
	個人	住所変更	変更許可申請	変更届	変更後10日以内	P.44-47
		氏名変更				
		政令で定める使用人の氏名の変更				
		登録印鑑の変更				
		電話番号、FAX番号の変更				
	法人	主たる事務所の所在地の変更	変更許可申請	変更届	変更後10日以内	P.44-47
		名称の変更				
		代表者の氏名の変更				
		役員及び政令で定める使用人の氏名の変更				
定款又は寄付行為の変更						
登録印鑑の変更						
電話番号、FAX番号の変更						
支店	主たる事務所以外の事務所、事業場の変更	変更許可申請	変更届	変更後10日以内	P.44-47	
作業計画	作業計画の変更					
収集運搬業	車庫、洗車設備	車庫、洗車設備の所在地の変更	変更届	変更後10日以内	P.44-47	
	保管・積替施設	保管・積替施設の設置(事業の区分の変更)	変更許可申請	事前相談のうえ変更前	P.38-39	
		保管・積替施設の移転、増加(同一区内に限る)	変更承認申請			P.40-43
		保管・積替施設の減少(廃止を除く)	変更承認申請	変更後10日以内	P.44-47	
		保管・積替施設の廃止(事業の区分の変更)	変更届			
	運搬施設	運搬施設の種類の变更(車種、稼働車、予備車)	変更承認申請	変更届	変更後10日以内	P.40-43
		運搬施設の数量の变更(増車、減車)				
		運搬施設の变更(代替、代車)	変更承認申請	変更届	変更後10日以内	P.44-47
		自動車検査証等の内容の変更				
	運搬先	運搬先の変更	変更承認申請	変更届	変更後10日以内	P.40-43
	作業場所	作業場所の増加又は減少	変更承認申請	変更届	変更した日の翌月の10日までに1か月分をまとめて提出	P.44-47
排出事業者との契約内容の変更						
排出事業者の名称、所在地の変更						
処分業	処分方法	処分の方法の変更	変更許可申請	事前相談のうえ変更前	P.38-39	
	処理施設	処理施設の変更	変更承認申請			P.40-43
	処分先	処分先の変更				

* 施設の所在地等に関しては、「新設」「移転」「廃止」が変更事項にあたります。また、「保管・積替施設」については、事業の区分の変更を伴う場合があるため、「新設」「移転」「廃止」それぞれで、手続きが異なります。

* 取り扱う一般廃棄物の種類が汚でいを含む許可業者は、浄化槽清掃業に関わる変更について浄化槽清掃業の届出も必要となりますので、ご注意ください。詳細は、「浄化槽清掃業の手引」を参照してください。